

2020年8月6日

新型コロナウイルスの感染拡大防止ガイドライン

一般社団法人 心身統一合気道会

本ガイドラインは、2020年8月6日現在の新型コロナウイルスに関する科学的知見に基づき、会員の皆様が安全・安心に稽古できるように定めたものです。全国の道場教室責任者には、本ガイドラインに基づき、それぞれの地域や使用する施設の状況をふまえて感染拡大防止に努めるようお願いいたします。

基本方針

1. 各自治体から出される要請に基づき、道場教室責任者が稽古の実施を判断する。
2. 稽古の実施にあたり、厚生労働省の指針に基づき、適切な感染防止対策を行う。
3. 稽古の参加者と内容を記録し、感染者や濃厚接触者の参加が判明した場合は、保健所等の機関に直ちに連絡し、その指示に従って対応する。同時に、本会本部に速やかに報告する。

感染防止対策

1. 下記に該当する場合、稽古の参加の見合わせを求める。
 - ・体調に異変がある場合
(発熱・咳などの風邪の症状、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚異常、他)。
 - ・濃厚接触者の可能性がある場合。
 - ・同居する人や身近な人に感染の疑いがある場合。
 - ・過去14日以内に海外から帰国（もしくは入国）した場合。
2. 飛沫拡散による感染防止のため、マスク着用を必須とする（保護者・見学者含む、2歳以下の子供を除く）。ただし、マスク着用時の運動には熱中症の危険性があるため、少なくとも15分に1回、風通しが良くソーシャルディスタンスを保った環境でマスクを外す機会を設ける。また、その際に水分・塩分の補給を行う。
3. ウイルスが付着する手で顔に触れることによる感染防止のため、稽古の開始前の手洗い・消毒を必須として、稽古中も適時行う。道場・教室の出入口に消毒薬を設置する。自分、相手に関わらず、手で顔に触れることがないように注意喚起する。
4. エアロゾルによる感染防止のため、換気を十分に行う。
5. 稽古の参加人数に定員を設け、密集した空間をつくらない。

6. 更衣室では人数を制限し、短時間の利用で、会話は控える。
7. 稽古の終了後は速やかに道場・教室から退出する。
8. 上記の他、厚生労働省の指針に基づき、道場教室責任者、及び、施設管理者が定める感染防止のための措置を順守する。

稽古に関する注意事項

新型コロナウイルスが収束するまで道場・教室での稽古は下記のいずれかを行う。感染状況は地域によって異なることから、自治体から出される情報をふまえて、道場教室責任者が慎重に判断する。

尚、国や自治体から緊急事態宣言等が発令され、かつ、休業要請が出された場合は、該当地域の総ての道場・教室での稽古を休止する（オンラインでの稽古は除く）。ただし、カルチャースクールの教室は、カルチャースクールの判断に基づき休止する。学校・企業の合気道部は、学校・企業の判断に基づき休止する。

相手に触れない稽古（接触がない稽古）

独り技・剣技・杖技など相手に触れない稽古（接触がない稽古）を実施する場合、剣・杖を用いる際は原則として共用せず、やむを得ない場合は使用者が変わるたびに消毒を行う。

相手に触れる稽古（接触がある稽古）

相手に触れる稽古（接触がある稽古）を実施する場合は、原則として組替えはせず、掛かり稽古や多人数掛けなども行わない。また、相手に触れた手で顔を触らないことを心がけ、こまめに手の消毒、洗浄を行う。

ガイドラインの徹底

1. 道場教室責任者は、各道場・教室での具体的な取り組みについて不明なところがあれば、まずは安全第一の策を講じた上で、速やかに本会本部に相談する。
2. 道場教室責任者は、会員各位に本ガイドラインについての理解を求め、稽古前の体調チェック、道場・教室での感染防止策の徹底を図る。
3. 道場教室責任者は、会員各位に本会本部に設置しているコンプライアンス窓口について改めて伝え、感染防止対策その他に不明な点や改善希望などがあれば、遠慮なくコンプライアンス窓口連絡されるよう周知する。

【参考：厚生労働省ホームページ】

新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html